

資料編

- 1 福山市景観計画検討懇談会
- 2 市民アンケート調査の概要
- 3 福山市景観計画策定の経緯
- 4 都市景観大賞受賞一覧
- 5 用語解説

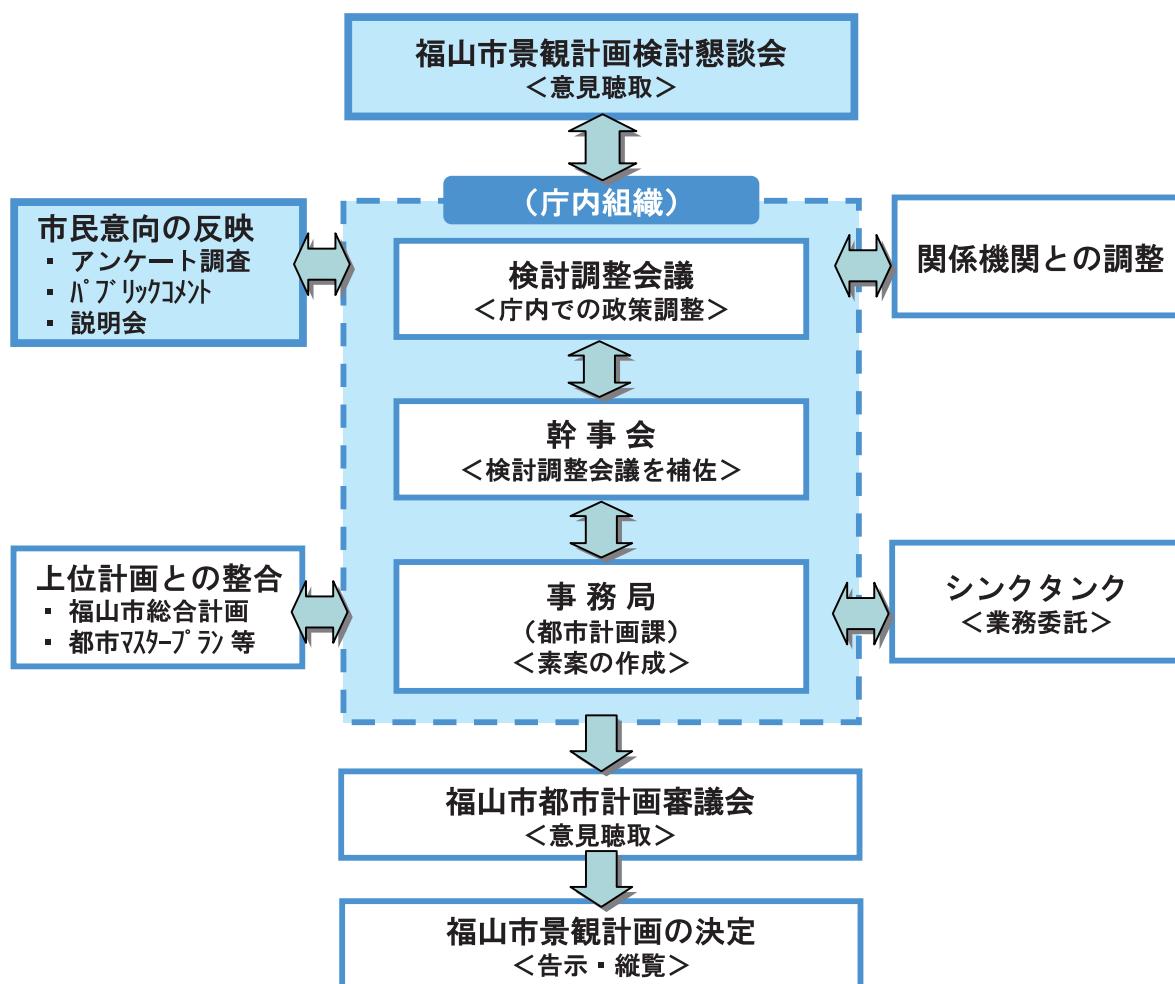




1 福山市景観計画検討懇談会

本計画の立案にあたっては、様々な立場の方々の参加が不可欠であると考え、検討組織として、市民代表、学識経験者並びに県及び国の関係部局が参画する検討懇談会を設けました。また、府内の政策調整を図るため、府内関係部局からなる検討調整会議・幹事会を設けました。

そして、本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメント、説明会を実施し、市民意向の反映を図りました。





資料編

福山市景観計画検討懇談会委員の構成は、次のとおりです。

福山市景観計画検討懇談会 委員名簿

敬称略・五十音順

	所 属	役職等	名 前	備 考
1	社団法人広島県建築士会 福山支部	常任幹事	伊藤 倫彦	
2	広島県東部建設事務所	次 長	小田 政之	(新谷 保則) (水越 敏明)
3	福山市議会建設水道委員会	委員長	熊谷 寿人	(千葉 莊太郎)
4	広島県環境県民局環境部 環境保全課	課 長	佐伯 佳彦	(長谷 茂夫)
5	福山市文化財保護審議会	会 長	佐道 弘之	
6	福山市農業委員会	会長職務代理	杉原 金治	(大場 勉)
7	社団法人福山市観光協会	事務局長	平 靖行	(森原 英藏)
8	広島大学 産学・地域連携センター 地域連携部門	副部門長	塚本 俊明	座長
9	福山大学工学部	教 授	中山 昭夫	座長職務代理
10	広島県東部農林水産事務所	次 長	永井 定	(小笠原 繁哉)
11	福山市自治会連合会	副会長	林 幹人	
12	広島県都市局都市政策課	課 長	福原 真爾	(小田 政之)
13	福山市女性連絡協議会	副会長	藤井 智恵子	(井上 タカ子)
14	福山商工会議所	副会頭	藤井 基博	
15	国土交通省中国地方整備局 福山河川国道事務所	副所長	藤原 光雄	(高橋 利彰)
16	福山市商店街振興組合連合会	副理事長	細川 忠利	
17	広島弁護士会福山地区会	弁護士	本田 祐二	

※ 備考欄の（ ）内は前任者



福山市景観計画検討懇談会設置要綱

(目的)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画を策定するに当たり、良好な景観について広く市民の意見を求めるため、福山市景観計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 現在及び将来にわたる良好な景観の整備及び保全並びに形成に関する事項
- (2) 新たに創出する良好な景観の形成に関する事項
- (3) 前2号の景観が調和した景観を形成するために必要な事項
- (4) 良好な景観を形成するために必要な施策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、景観計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(懇談会)

第3条 懇談会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、懇談会の目的を達成する上で市長が特に必要と認める者

3 懇談会は、市長が招集する。

4 市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画が策定される日までとする。

2 市長は、委員が在任中に前条第2項各号に規定する要件に該当しなくなったとき、又は特別の事由が生じたときは、その在任中であってもこれを解嘱することができる。

(座長)

第5条 懇談会には、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務を処理するため、事務局を福山市建設局都市部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項について必要が生じた場合は、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）1月14日から施行する。





資料編

福山市景観計画検討懇談会の経過は、次のとおりです。

第1回懇談会

日程	2009年（平成21年）2月13日（金）
場所	本庁舎9階90会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福山市景観計画の策定について ○ 市民アンケート調査の実施について

第2回懇談会

日程	2009年（平成21年）3月26日（木）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査の状況について ○ 景観形成の目標と方針について

第3回懇談会

日程	2009年（平成21年）8月10日（月）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの経緯と今後の取組 ○ アンケート調査の結果 ○ 福山市の景観特性（再整理）

第4回懇談会

日程	2010年（平成22年）1月29日（金）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福山市景観計画（素案）について

第5回懇談会

日程	2010年（平成22年）3月29日（月）
場所	本庁舎6階60会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福山市景観計画（素案）について ○ 地域別の景観づくりの方針について ○ 景観づくりに向けた取組について

第6回懇談会

日程	2011年（平成23年）2月4日（金）
場所	本庁舎3階大会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福山市景観計画（案）について ○ 福山市景観計画（素案）に対する意見募集の結果について ○ 景観づくりに向けた今後の取組について



2 市民アンケート調査の概要

(1) 調査概要

1) 目的

本アンケート調査は、今後の福山市の景観計画案の作成に資するものとし、景観に関する市民意識及び全市を対象とした網羅的な景観資源に関する意識を把握することを目的として行いました。

2) 調査方法

郵送によるアンケート調査票の配布・回収

3) 実施時期

発送：2009年（平成21年）2月20日（金）

回答期限：2009年（平成21年）3月2日（月）

※2009年（平成21年）3月26日（木）到着分までを集計

4) 調査対象者(抽出方法)

市内在住の15歳以上の方を無作為に抽出

5) 調査規模

調査票発送数：3,000通

回収数：1,087通（回収率36.2%）





(2) 結果概要

1) 福山市の特徴的な景観について

- 市民が将来に残したいと評価している福山市の特徴的な景観を見ると、市全域では「古いまち並みや歴史的景観」(61.5%)が最も多く、以下「河川・海岸などの水辺景観」(44.6%), 「神社仏閣とその周辺の緑地景観」(38.8%), 「公園や広場などの整備された緑地景観」(38.6%)となっている。
- 居住地域別に見ると、中央地域では「古いまち並みや歴史的景観」(62.6%)が最も高く、「商店街などの賑わい景観」(18.1%)も他地区より相対的に高くなっている。東部地域では「公園や広場などの整備された緑地景観」(47.0%)が他地区より相対的に高くなっている。
- 西部地域と南部地域で「河川・海岸などの水辺景観」が「古いまち並みや歴史的景観」と同じくらい高く評価されている。
- また、北東地域は「広がりのある農業景観」(21.4%)が他地区より相対的に高くなっている。

表 福山市の特徴的な景観について

	市全域 (n=1026)	中央地域 (n=393)	東部地域 (n=198)	西部地域 (n=77)	南部地域 (n=88)	北部地域 (n=151)	北東地域 (n=98)	地域不明 (n=21)
古いまち並みや歴史的景観	631	246	132	44	50	83	62	14
ビルの集まる都市的景観	37	18	6	2	1	3	5	2
みどり豊かで閑静な住宅地景観	132	49	22	12	12	23	10	4
商店街などの賑わい景観	152	71	26	7	12	18	16	2
神社仏閣とその周辺の緑地景観	398	159	74	33	35	57	34	6
公園や広場などの整備された緑地景観	396	158	93	25	27	50	34	9
広がりのある農業景観	87	27	8	4	8	18	21	1
山林・里山などの森林景観	176	45	32	17	20	36	20	6
河川・海岸などの水辺景観	458	177	73	43	47	73	34	11
幹線道路などの沿道景観	58	22	6	4	7	9	8	2
活力を感じさせる工場景観	53	12	17	3	7	8	4	2
その他	27	10	8	3	2	2	2	0
合計	2,605	994	497	197	228	380	250	59

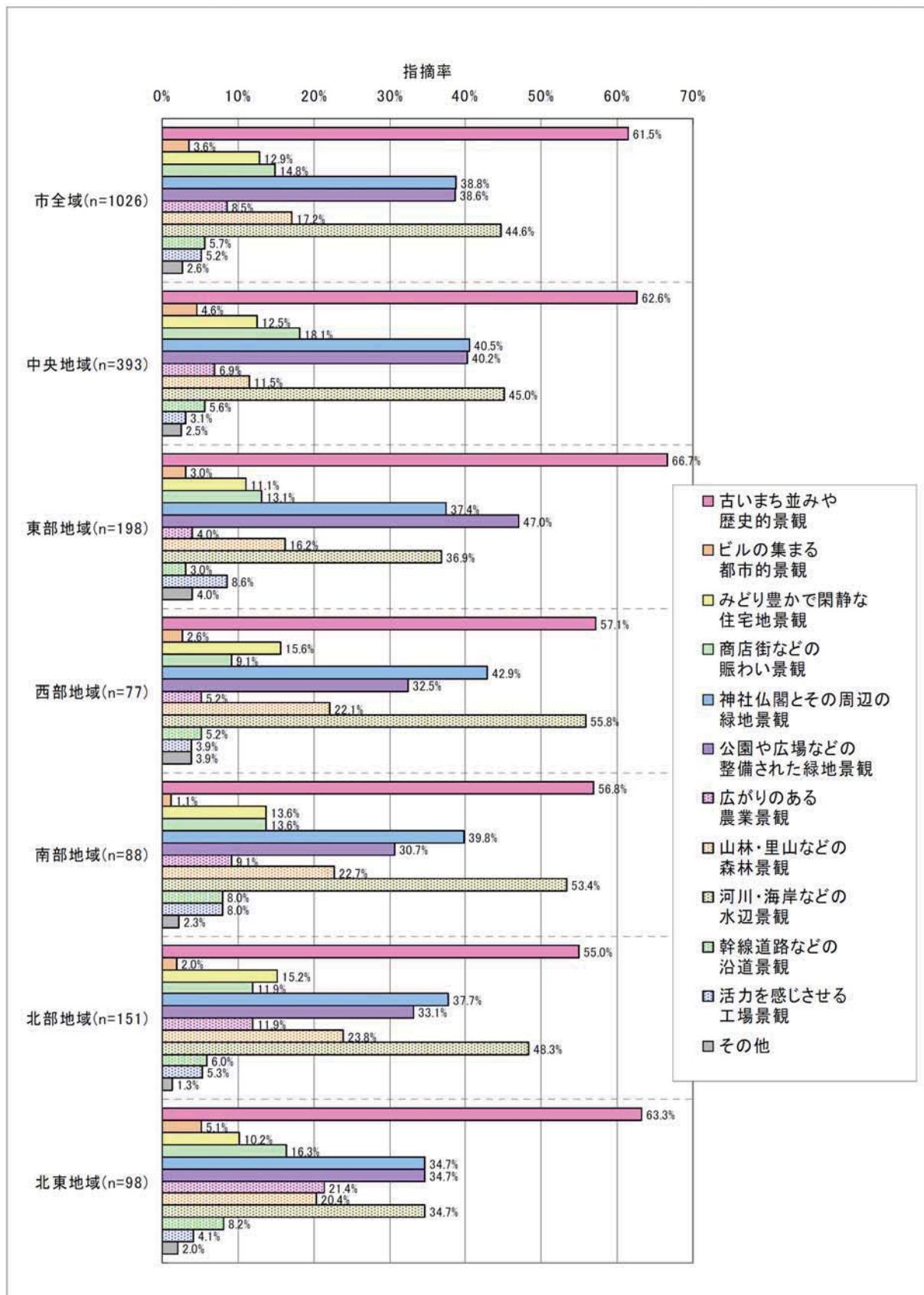


図 福山市の特徴的な景観について（居住地域別）





2) 心に残る景観やすばらしい眺めについて

■市全域 (n=506)：上位5つまでを簡潔に整理

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)	理由・説明
鞆の浦	219(43.3%)	古い町並み	<ul style="list-style-type: none"> ・行くとほっとし、癒やされる感じがするから。 ・歴史的な背景もあり、いつまでも眺めてみたい。 ・全国でも例を見ない美しい港湾風景。 ・歴史のある建物が美しく保存されている。 ・昔の様子がそのまま残っていて歴史があるから。 ・古い建造物が周辺の光景と一体化し懐かしさを感じさせる。
		瀬戸内海、島 しょ部	<ul style="list-style-type: none"> ・島々が海上に点在し、内海随一の景観。 ・晴れた日は海が青く島々が緑で美しい。 ・穏やかな瀬戸内海の海と点在する島々に絵画を見る思い。
福山グリーン ライン	83(16.4%)	瀬戸内海、島 しょ部	<ul style="list-style-type: none"> ・多島美が素晴らしい。 ・海と町並みの眺めがすばらしい。 ・朝夕の日の出日の入りの時の海と島はきれいである。 ・ひとときの日常から離れ、ドライブの爽快感とともに、のどかな風景に心安らぐ。
		福山市内	<ul style="list-style-type: none"> ・天候により、さまざまな景観を楽しめる。 ・海、山、市内がゆったりとしている。
		鞆の町並み	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観として、当市の有形遺産の一つ。 ・いつどんな天気の時に行っても、海と島、鞆の浦の景色がステキです。
福山城周辺	71(14.0%)	福山城と周辺 文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の中にあって歴史的な建物。 ・威厳があり、美しい。 ・きれいで花見など楽しめる。
		福山市内	<ul style="list-style-type: none"> ・福山の市街地全体の持つダイナミックさを感じる ・東西南北に開ける街並み。
蔵王山	33(6.5%)	福山市内	<ul style="list-style-type: none"> ・福山の古い建物から新しい建物まで、行くたびに違う発見がある。 ・南は瀬戸内海から四国の山並み、北は中国山地、眼下に広がる市街地。 ・山の中腹からの眺めで桜の木を通しての福山駅がすばらしい。
		朝日・夕日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年元旦に見に行く初日の出がきれい。 ・安らげる。
福山駅周辺	32(6.3%)	福山城	<ul style="list-style-type: none"> ・街中にあるながら静けさを感じさせてるので気持ちが落ち着く。 ・出かけたりした後、福山に帰ってきたと実感する。 ・駅のホームからお城が見えるところはめったにない。 ・観光してみたいと旅行客ならば思うだろうから。



■地域別：各地域上位5つまでを簡潔に整理

・中央地域 (n=205)

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)
鞆の浦	85(41.5%)	・古い町並み ・瀬戸内海、島しょ部
福山グリーンライン	36(17.6%)	・瀬戸内海、島しょ部 ・福山市内 ・鞆の町並み
福山駅周辺	14(6.8%)	・福山城と周辺文化施設
蔵王山	12(5.9%)	・福山市内 ・朝日・夕日
芦田川周辺	11(5.4%)	・芦田川 ・明王院・草戸稻荷神社 ・花火
明王院	11(5.4%)	・福山市内 ・芦田川 ・五重塔

その他：ふくやま美術館、阿伏兎観音、明王台の展望台、草戸稻荷神社、瀬戸内海、仙酔島、田尻、ばら公園、緑町公園、山野峠、箕島、内海町、春日池公園、シーサイドホテル、中央図書館、蓮池公園（どんどん池）、広瀬、福山八幡宮、吉野山、熊野水源池

・東部地域 (n=96)

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)
鞆の浦	43(44.8%)	・古い町並み ・瀬戸内海、島しょ部
福山グリーンライン	17(17.7%)	・瀬戸内海、島しょ部 ・福山市内 ・鞆の町並み
福山駅周辺	12(12.5%)	・福山城と周辺文化施設
福山城周辺	12(12.5%)	・福山城 ・福山市内
春日池公園	9(9.4%)	・春日池、太鼓橋 ・桜、樹木
蔵王山	9(9.4%)	・福山市内

その他：芦田川周辺、蔵王靈園、ばら公園、山野峠、馬鞍山、JFE、蛇円山、瀬戸内海、田尻、天満屋、八丈岩、久松台、久松通り、福山市立動物園、ふくやま美術館、明王院、明王台の展望台





資料編

・西部地域 (n=35)

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)
鞆の浦	19(54.3%)	・古い町並み ・瀬戸内海、島しょ部
福山城周辺	4(11.4%)	・福山駅周辺 ・桜
阿伏兎観音	3(8.6%)	
福山駅周辺	3(8.6%)	・福山城
福山グリーンライン	3(8.6%)	・瀬戸内海、島しょ部 ・鞆の町並み
明王院	3(8.6%)	・五重塔 ・瀬戸内海

その他：国道2号、芦田川周辺、今津小学校、内海大橋、内海町、仙酔島、田尻、中央図書館、天満屋、竜王山

・南部地域 (n=45)

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)
鞆の浦	18(40.0%)	・古い町並み ・瀬戸内海、島しょ部
福山グリーンライン	13(28.9%)	・瀬戸内海、島しょ部 ・鞆の町並み
内海大橋	4(8.9%)	・朝日・夕日 ・瀬戸内海
阿伏兎観音	3(6.7%)	・瀬戸内海、海岸
田尻	3(6.7%)	・杏の道 ・島しょ部

その他：内海町、福山城周辺、芦田川周辺、後山公園、蔵王山、瀬戸内海、仙酔島、田島、ばら公園、福山駅周辺、箕島



・北部地域 (n=58)

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)
鞆の浦	27(46.6%)	・古い町並み ・瀬戸内海、島しょ部
福山城周辺	9(15.5%)	・福山城 ・桜
蛇円山	7(12.1%)	・福山市内 ・瀬戸内海
福山グリーンライン	6(10.3%)	・瀬戸内海、島しょ部 ・JFE工場
芦田川周辺	5(8.6%)	・花火 ・福山城 ・明王院

その他：蔵王山、相方城跡、瀬戸内海、内海大橋、春日池公園、吉備津神社、ばら公園、福山駅周辺、ふくやま美術館、藤尾の滝（藤尾ダム）、山野峠、芦品橋、加茂町北山、明王台の展望台

・北東地域 (n=58)

どこから見た (見る場所)	件数 (指摘率)	どんな眺め (見る対象)
鞆の浦	24(41.4%)	・古い町並み ・瀬戸内海、島しょ部
福山城周辺	10(17.2%)	・福山城 ・周辺文化施設
福山グリーンライン	7(12.1%)	・瀬戸内海、島しょ部
蔵王山	6(10.3%)	・福山市内
芦田川周辺	4(6.9%)	・芦田川 ・瀬戸内海
明王院	4(6.9%)	・五重塔

その他：春日池公園、吉野山、田尻、ばら公園、山野峠、JFE、後山公園、内海町、黄葉山、蔵王靈園、仙酔島、八丈岩、広瀬、福山駅周辺、ふくやま美術館、福山平成大学





3) 福山市の景観の魅力について

- 市全体で、福山市全体の景観を魅力的だと「大いに思う」または「少し思う」と答えた回答者は35.1%であり、「全く思わない」または「あまり思わない」と答えた回答者の36.8%とほぼ同程度となっている。
- 居住地域別では、南部地域が44.2%と比較的高く、逆に東部地域は(26.9%)と比較的低く、その差が17.3%と小さくないことから、市全体に関する景観の評価も、回答者を取り巻く地域特性に影響を受けていると推察される。

表 福山市の景観の魅力について

(回答数)

	市全域 (n=1050)	中央地域 (n=405)	東部地域 (n=204)	西部地域 (n=82)	南部地域 (n=86)	北部地域 (n=150)	北東地域 (n=99)	地域不明 (n=24)
大いに思う	71	22	7	6	9	14	9	4
少し思う	297	126	48	24	29	42	25	3
どちらともいえない	295	94	68	26	22	53	28	4
あまり思わない	308	128	68	15	24	34	31	8
全く思わない	79	35	13	11	2	7	6	5
合計	1,050	405	204	82	86	150	99	24

(割合)

	市全域 (n=1050)	中央地域 (n=405)	東部地域 (n=204)	西部地域 (n=82)	南部地域 (n=86)	北部地域 (n=150)	北東地域 (n=99)	地域不明 (n=24)
大いに思う	6.8%	5.4%	3.4%	7.3%	10.5%	9.3%	9.1%	16.7%
少し思う	28.3%	31.1%	23.5%	29.3%	33.7%	28.0%	25.3%	12.5%
どちらともいえない	28.1%	23.2%	33.3%	31.7%	25.6%	35.3%	28.3%	16.7%
あまり思わない	29.3%	31.6%	33.3%	18.3%	27.9%	22.7%	31.3%	33.3%
全く思わない	7.5%	8.6%	6.4%	13.4%	2.3%	4.7%	6.1%	20.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注. 表中の赤字部分は、他の地域もしくは項目と比較して割合が特に高いもの、青字は低いもの

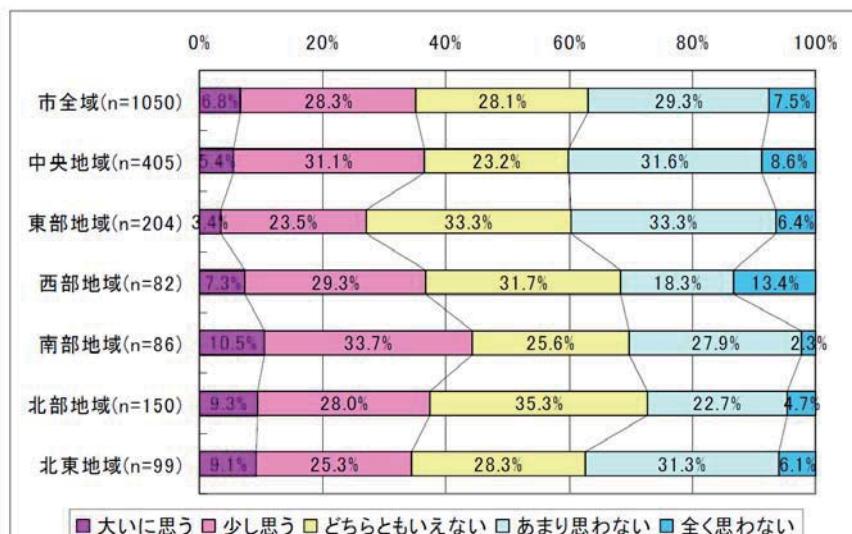


図 福山市の景観の魅力について



4) 景観を阻害する要素について

- 身近にある景観阻害要素としてあげられたものは、市全域では「手入れされずに汚れた河川や水路」(40.4%)が最も多く、以下「街路樹や公園、緑地などの少なさ」(24.1%), 「耕作放棄地や、手入れされていない山林」(21.7%)となっている。
- これらに続いて「空きビル、空家、老朽建物、空地、駐車場など」(19.9%), 「道路の渋滞や路上駐車、路上駐輪などの状況」(19.0%)も比較的多く上げられている。
- 逆に「道路や橋、鉄道などの構造物」(4.1%)や「周囲と調和しない色や高さ、デザインの建築物」(4.3%), 「工場やその周辺」(4.9%)等は、低くなっている。

表 身近にある景観阻害要素について

(回答数)

	市全域 (n=788)	中央地域 (n=316)	東部地域 (n=142)	西部地域 (n=60)	南部地域 (n=64)	北部地域 (n=104)	北東地域 (n=86)	地域不明 (n=16)
空ビル、空家、老朽建物、空地、駐車場など	157	71	28	11	14	16	13	4
耕作放棄地や、手入れされていない山林	171	38	25	18	25	38	24	3
過度な看板やのぼり、広告表示	46	20	6	4	4	5	7	0
周囲と調和しない色や高さ、デザインの建築物	34	20	6	3	2	1	1	1
ビルやマンションなど、視界をさえぎる大きな建築物	88	61	12	4	0	2	9	0
道路や橋、鉄道などの構造物	32	14	7	4	0	1	4	2
道路の渋滞や路上駐車、路上駐輪などの状況	150	72	36	8	7	9	13	5
電柱や電線、鉄塔、電波塔など	120	45	31	9	10	16	5	4
工場やその周辺	39	16	8	1	5	3	6	0
街路樹や公園、緑地などの少なさ	190	81	30	15	10	26	22	6
手入れされずに汚れた河川や水路	318	118	52	27	18	56	41	6
雑然とした資材置き場や野ざらしの集積物など	107	30	15	12	13	15	18	4
その他	115	45	25	8	10	14	11	2
合計	1,567	631	281	124	118	202	174	37





資料編

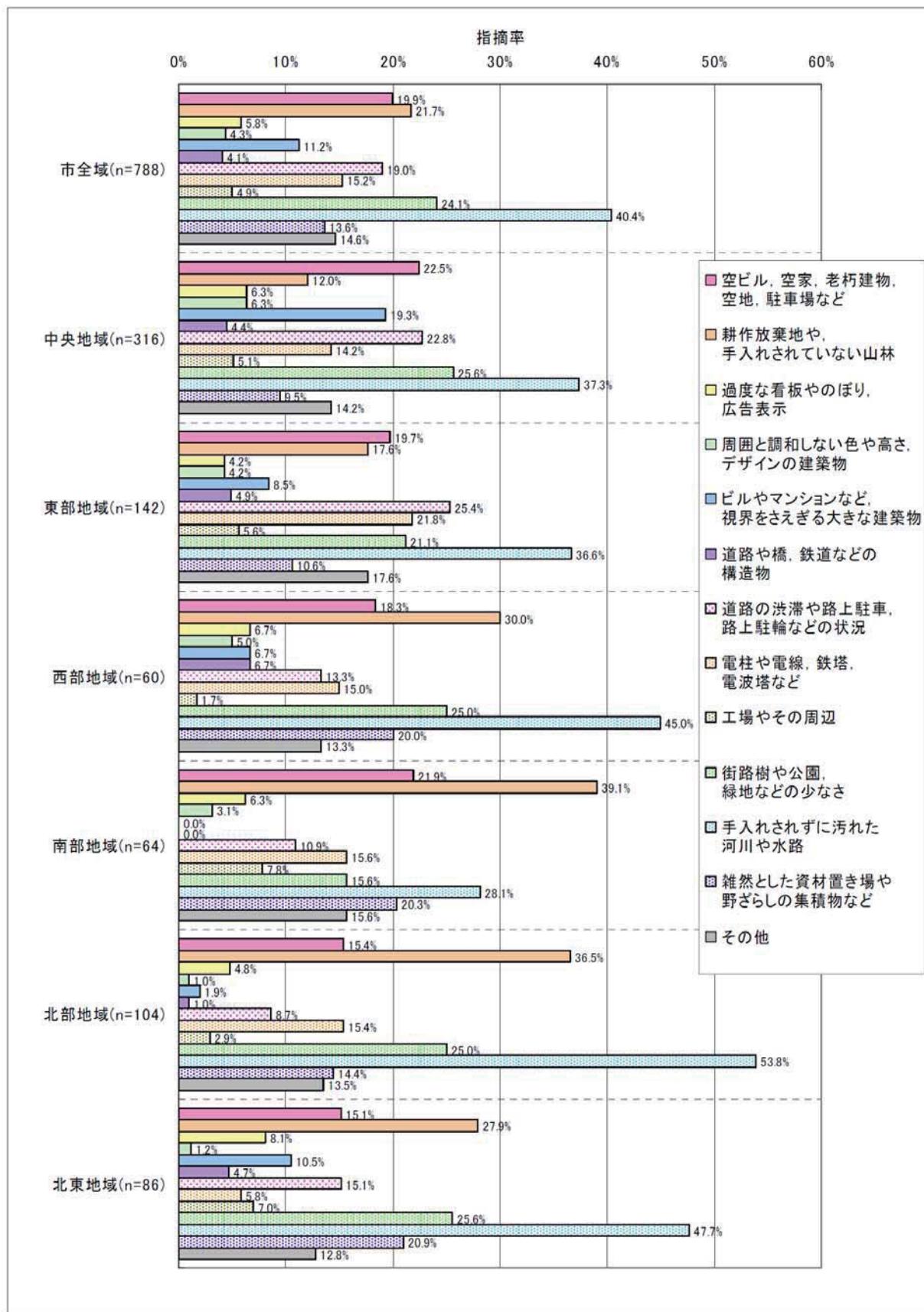


図 身近にある景観阻害要素について（居住地域別）



3 福山市景観計画策定の経緯

会議等	日程	主な検討内容
第1回 調整会議	2008年（平成20年） 11月20日	・景観法の概要・景観計画の概要 ・アンケートの目的、調査の概要、設問内容
第2回 調整会議	2008年（平成20年） 12月18日	・景観法、景観計画の概要 ・景観の現況 ・アンケートの修正等について説明
第1回 懇談会	2009年（平成21年） 2月13日	・福山市景観計画の策定について ・市民アンケート調査の実施について
市民アンケートの実施	2009年（平成21年） 2月～3月	・実施時期 発送：平成21年2月20日 回答期限：平成21年3月2日
第3回 調整会議	2009年（平成21年） 3月19日	・取組の経緯 ・福山市景観計画検討懇談会の報告 ・市民アンケート結果（第1次集計） ・景観形成の目標と方針
第2回 懇談会	2009年（平成21年） 3月26日	・アンケート調査の状況について ・景観形成の目標と方針について
第4回 調整会議	2009年（平成21年） 8月4日	・これまでの経緯と今後の取組 ・福山市の景観特性（再整理） ・景観計画区域 ・アンケート調査の結果
第3回 懇談会	2009年（平成21年） 8月10日	・これまでの経緯と今後の取組 ・アンケート調査の結果 ・福山市の景観特性（再整理）
第5回 調整会議	2010年（平成22年） 1月18日	・福山市景観計画（素案）について
第4回 懇談会	2010年（平成22年） 1月29日	・福山市景観計画（素案）について
第6回 調整会議	2010年（平成22年） 3月3日	・景観施策の推進方策について ・福山市景観計画（素案）について
第5回 懇談会	2010年（平成22年） 3月29日	・福山市景観計画（素案）について ・地域別の景観づくりの方針について ・景観づくりに向けた取組について
説明会	2010年（平成22年） 11月19日	・福山市景観計画（素案）について ・策定経緯及び今後のスケジュールについて
意見募集 (パブリックコメント)	2010年（平成22年） 11月～12月	・意見募集期間 平成22年11月19日 ～ 平成22年12月20日
第7回 調整会議	2011年（平成23年） 1月27日	・福山市景観計画（案）について ・福山市景観計画（素案）に対する意見募集の結果について ・景観づくりに向けた今後の取組について
第6回 懇談会	2011年（平成23年） 2月4日	・福山市景観計画（案）について ・福山市景観計画（素案）に対する意見募集の結果について ・景観づくりに向けた今後の取組について
都市計画審議会	2011年（平成23年） 3月2日	・福山市景観計画（案）について





4 景観大賞受賞一覧

「都市景観の日」実行委員会（構成：国土交通省、経済同友会ほか）では、都市景観に対する国民意識の高揚を図り、市民・企業等の民間参加による良好な都市景観の形成を促進することを目的として1990年（平成2年）より毎年10月4日を「都市景観の日」と定めました。1991年（平成3年）より「都市景観大賞」を創設し、望ましい都市空間の整備並びに都市景観形成に係わる諸活動をより一層促進するため、総合的な都市空間のデザインに着目し、その良好な事例、都市景観形成に寄与した景観等を表彰しています。

2001年（平成13年）からは、名称を都市景観大賞「美しいまちなみ賞」として美しいまちなみを創り育てるため、行政と民間が協力し、ハードとソフトを含めた総合的な取組が行われている地区を募集し特に優れた地区を表彰しています。

本市では『福山市鞆地区』『福山城周辺地区』『福山市道三川地区』『福山久松通り地区』の4地区で受賞しています。





■受賞地区

都市景観100選（建設大臣賞） 『福山市鞆地区』 1992年（平成4年）受賞

鞆町に残されている瀬戸内海の風景美と七卿落遺跡を中心とする町並みや常夜燈、雁木等の歴史的な港湾施設を保全しつつ、歴史的な道筋を整備し、鞆の町並みにふさわしい景観形成を図っています。



都市景観100選（建設大臣賞） 『福山城周辺地区』 1996年（平成8年）受賞

福山城周辺は、都心部には得難い自然と貴重な文化財を有しており、国の史跡をはじめとする歴史・文化遺産と調和するように美術館や博物館等を建築し、公園の整備や遊歩道の緑化等の空間整備により、神社・仏閣等の周辺環境と融合した、独特の魅力を持った都市景観を醸し出しています。





景観形成事例部門（小空間レベル）

『福山市道三川地区』1994年（平成6年）受賞

市街地中心部において、川を活用した帯状の公園（遊歩道・親水広場等）として、従来の市街地を流れる川のイメージを払拭し、清流の川で、人と水が触れ合え快適で潤いがある環境に優しい水辺づくりを行っています。



都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」

『福山久松通り地区』2001年（平成13年）受賞

福山市中心市街地活性化策である電線類の地中化、ポケットパークの整備、カラー舗装や植栽等の景観に配慮した基盤整備と、地元商店街の「まちづくり協定」に基づく壁面や看板類のデザインの統一化といったファサード整備が一体となり、官民の協調により統一感のある新たな景観が創出されたものです。





5 用語解説

【あ行】

意匠

建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示します。

屋外広告物

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」(屋外広告物法第2条第1項)をいいます。

【か行】

景観協議会

景観計画区域内において、景観に関するルール作りなど、良好な景観の形成に関する協議を行うために設けることができる機関のことです。

一般に、地方自治体(景観行政団体)や公共施設管理者、景観整備機構、関係する地方公共団体、さらに観光関係団体や商工関係団体、市民などの関係者を加えて組織することができます。

景観協定

景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

景観行政団体

景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。政令指定都市又は中核市はそれぞれの地域を管轄する市が、その他市町村では基本的に都道府県がその役割を負います。ただし、景観法に基づき都道府県知事と協議し、同意を得た市町村は、景観行政団体となることができます。

本市は中核市であるため、景観法の施行と同時に景観行政団体となっています。





景観条例（景観法施行条例）

景観法に基づき、景観行政団体の策定した景観計画に取組むために必要な手続等を定めた条例をいいます。

景観整備機構

景観法に基づき、景観行政団体が指定した、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行うNPO法人や公益法人等のことです。

景観整備機構は、景観に関する住民の取組に関して情報提供等の支援を行うこと、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行うことができます。

景観地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市町村が都市計画として定める地区のことです。

景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観法

2004年（平成16年）6月に公布された、日本ではじめての景観に関する総合的な法律です。

景観法に基づく届出制度

建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行う制度です。

建築物・工作物の意匠や色彩については、条例で対象行為を定めることにより変更命令等が可能となります。

建築面積

建物を真上から見たとき、外壁などの中心線で囲まれた内側の部分の水平投影面積のことです。

コミュニティ道路

市街地や住宅地における道路整備手法の一つで、歩行者の安全性や快適性を考慮して整備された道路のことです。



【さ行】

彩度

色の「鮮やかさ」を示す尺度のことです。0から14の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。

ゾーニング

地域や地区について、市街地や山間部、住宅地や商業地など、その特性や機能によってまとまりのある区域として設定することをいいます。

【た行】

第四次福山市総合計画

2007年度（平成19年度）からスタートした福山市の将来都市像やまちづくりの基本方向などを示す計画です。計画期間は2016年度（平成28年度）までの10か年とっています。

計画では、基本構想と実現化のための基本計画及び実施計画からなり、教育や福祉、環境、都市基盤整備、産業など幅広い範囲の計画をまとめています。

地区計画

比較的小さい地区を単位として、その特徴や特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うため、道路、公園などの配置や規模、また建物用途や建て方などについて定めるものです。

本市では、南陽台団地や平成台団地など20地区について地区計画を決定し、良好な住環境の保全や計画的な市街地の形成を図っています。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして指定する区域をいいます。

本市の都市計画区域は、市街地を促進する市街化区域と当面市街化を抑制する市街化調整区域に二分されています。

都市計画審議会

都市計画に関する事項の調査審議等のために設けられる審議機関（都市計画法第77条、第77条の2）のことです。





都市マスター・プラン

都市づくりの具体的な将来ビジョンとして、あるべき市街地像や課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画などを定めるものです。市民・事業者と行政の協力による、まちづくりを進めていく上での指針となります。

本市では、1998年（平成10年）に「福山市都市マスター・プラン」を策定し、2008年（平成20年）に、その見直しを行なっています。

届出対象行為

届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為です。

特定届出対象行為

景観法に基づく届出制度における届出対象行為のうち、形態意匠に関する景観形成基準に適合しない場合に、設計の変更や原状回復等を命令の対象とできる行為のことです。

【な行】

法面（のりめん）

造成地や道路、山林、ダム、河川の築堤工事などで、切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のことです。山の斜面などを切り取って、その後にできた新たな斜面のことを切土法面、土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面といいます。

【は行】

パブリックコメント

行政が政策を決定する前に、その内容などを予め公表し、これに対する意見を市民から募集する制度をいいます。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然が豊かな土地、郷土的意識のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づいて定める地域地区の一つです。

本市では、福山城跡風致地区などの4地区が指定されており、広島県条例によって、この地区内で行う建築、造成などの行為について基準が定められています。



福山市屋外広告物条例

屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成と風致を維持し、市民に対する危害を防止することを目的とした条例です。

【ま行】

明度

色の「明るさ」を示す属性のことです。黒を0、白を10として表し、数値が大きくなるほど明るい色を示します。

【や行】

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて用途別に12種類に分類される区域をいいます。

用途地域では、住居、商業、工業などの土地利用を区分し、それぞれの土地利用に見合った建物用途、密度（容積率、建ぺい率）、形態（高さ）を規制・誘導します。

また、建物用途が混在する地区（住工混在地区など）においては、用途地域を定めることによって、将来的に建物用途の純化（本来の誘導する用途とすること）を促すものです。

擁壁（ようへき）

斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のことです。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川や海岸の護岸などに利用されています。

【ら行】

ランドマーク

都市や地域の特定の地点の象徴や、目印となるような特徴的なもののことです。例としては、建築物やテレビ塔、鳥居、教会、特徴的な山などがあります。

稜線

山の峰と峰を結んで続く線のことです。尾根ともいいます。





発 行

福山市建設局都市部都市計画課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

E-mail:ftoshi@city.fukuyama.hiroshima.jp

TEL:084-928-1142 FAX:084-928-1735

策 定

2011年(平成23年)3月



ばらのまち福山

